

選定療養費

- ・後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)について

2024年10月1日より、後発医薬品がある薬に対し、患者様が先発医薬品の処方を希望された場合は、選定療養費として差額の一部をご負担いただきます。

- ・目的：後発医薬品の積極的利用
- ・負担額：

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の金額（消費税対象）をご負担いただきます。

